

第百五十四回国  
参議院  
文教科学委員会  
會議録第九号

平成十四年五月二十一日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二十五日

辞任

内藤 正光君

補欠選任

奥石 東君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

橋本 聖子君

阿南 一成君

仲道 俊哉君

小林 元君

風間 昶君

林 紀子君

有馬 朗人君

有村 治子君

大仁田 厚君

加納 時男君

後藤 博子君

中曽根弘文君

岩本 司君

神本美恵子君

鈴木 寛君

山本 香苗君

畑野 君枝君

西岡 武夫君

山本 正和君

国務大臣

文部科学大臣

副大臣

文部科学副大臣

遠山 敦子君

青山 丘君

事務局側

常任委員会専門員

巻端 俊兒君

委員の異動

本日の会議に付した案件  
○教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(橋本聖子君) たいまから文教科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。  
去る四月二十五日、内藤正光君が委員を辞任され、その補欠として奥石東君が選任されました。

○委員長(橋本聖子君) 教育職員免許法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
政府から趣旨説明を聴取いたします。遠山文部科学大臣。

○国務大臣(遠山敦子君) このたび、政府から提出いたしました教育職員免許法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

新学習指導要領の下、基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び考える力などを育成し、確かな学力の向上を図るとともに、心の教育の充実を図り、地域住民や保護者から信頼される学校づくりを推進するためには、専門的な知識、技能を有する教員が幼児、児童、生徒を指導できるよう教員免許制度の改善を行う必要があります。

この法律案は、このような観点から、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の各学校段階間の連携の促進並びに小学校における専科指導の充実等を図るため、教員免許制度上の弾力的措置を講じるとともに、学校教育への社会人の活用を促進す

るため所要の措置を講ずるものであります。また、あわせて、教員に対する信頼を確保するため、教員免許状の失効及び取上げに係る措置を強化するものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

まず第一に、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者が小学校の相当する教科及び総合的な学習の時間の教授を担任することができるようにするものであります。

第二は、一定の教職経験を有する教員が、隣接校種の普通免許状を取得しようとするときに、免許状取得のために必要な単位数を軽減するものであります。

第三は、専門的な知識又は技能を有している社会人に授与する特別免許状について、授与要件を緩和するとともに、有効期限を撤廃するものであります。

第四は、国立又は公立の学校の教員で懲戒免職の処分を受けた者の免許状は失効することとするなど、免許状の失効及び取上げに係る措置を強化するための所要の規定の整備を行うものであります。

最後に、この法律は平成十四年七月一日から施行することとし、ただし、免許状の失効及び取上げに係る改正については平成十五年一月一日から施行することとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいましてお願いいたします。

○委員長(橋本聖子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

次回は来る二十三日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時三分散会

四月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、アトピー性皮膚炎等アレルギー性疾患を学校保健法に基づく学校病として指定することに関する請願(第一五八八号)(第一五八九号)(第一五九〇号)(第一五九一号)(第一五九二号)(第一五九三号)(第一五九四号)(第一五九五号)(第一五九六号)

一、教育条件改善特別助成の実現を始めとする私学助成の大幅増額等に関する請願(第一六七九号)(第一七〇四号)

一、教育基本法の見直し反対に関する請願(第一七四三号)

一、少人数学級の実現、教育費の父母負担軽減等行き届いた教育の実現に関する請願(第一七七〇号)

第一五八八号 平成十四年四月十二日受理

アトピー性皮膚炎等アレルギー性疾患を学校保健法に基づく学校病として指定することに関する請願

請願者 東京都清瀬市野塩二ノ三八七ノ一 八ノ五〇一 木下みな子 外二百八十四名

紹介議員 井上 美代君

アレルギー性疾患の子供は増加の一途をたどっている。中でもアトピー性皮膚炎は三人に一人といわれ、検査や治療にも高額の治療費がかかるた

め、親の負担も深刻なものとなっている。このため、「学校病」の対象とし、国による実効ある対策を早期に採ることが求められている。

ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、アレルギー性疾患、特にアトピー性皮膚炎を「学校病」として新たに指定すること。

第一五八九号 平成十四年四月十二日受理  
アトピー性皮膚炎等アレルギー性疾患を学校保健法に基づく学校病として指定することに関する請願

請願者 三重県伊勢市村松町三、八七八  
小林善男 外二百八十四名  
紹介議員 岩佐 恵美君  
この請願の趣旨は、第一五八八号と同じである。

第一五九〇号 平成十四年四月十二日受理  
アトピー性皮膚炎等アレルギー性疾患を学校保健法に基づく学校病として指定することに関する請願

請願者 兵庫県龍野市龍野町中村二四九  
三木弘子 外二百八十四名  
紹介議員 大沢 辰美君  
この請願の趣旨は、第一五八八号と同じである。

第一五九一号 平成十四年四月十二日受理  
アトピー性皮膚炎等アレルギー性疾患を学校保健法に基づく学校病として指定することに関する請願

請願者 三重県松阪市光町一〇ノ一五 井  
原晶乃 外二百八十四名  
紹介議員 紙 智子君  
この請願の趣旨は、第一五八八号と同じである。

第一五九二号 平成十四年四月十二日受理  
アトピー性皮膚炎等アレルギー性疾患を学校保健法に基づく学校病として指定することに関する請願

請願者 滋賀県守山市金森町一四〇ノ三〇  
石川清 外二百八十四名  
紹介議員 林 紀子君  
この請願の趣旨は、第一五八八号と同じである。

第一五九三号 平成十四年四月十二日受理  
アトピー性皮膚炎等アレルギー性疾患を学校保健法に基づく学校病として指定することに関する請願

請願者 兵庫県西宮市上甲子園三ノ六ノ一  
八 森栗強 外二百八十四名  
紹介議員 畑野 君枝君  
この請願の趣旨は、第一五八八号と同じである。

第一五九四号 平成十四年四月十二日受理  
アトピー性皮膚炎等アレルギー性疾患を学校保健法に基づく学校病として指定することに関する請願

請願者 愛媛県温泉郡重信町志津川一二二  
ノ四 山中昭美 外二百八十四名  
紹介議員 八田ひろ子君  
この請願の趣旨は、第一五八八号と同じである。

請願者 三重県松阪市大黒田町六四五ノ一  
ノAノ二〇二 柴崎敦子 外二百八十四名  
紹介議員 西山登紀子君  
この請願の趣旨は、第一五八八号と同じである。

第一五九三号 平成十四年四月十二日受理  
アトピー性皮膚炎等アレルギー性疾患を学校保健法に基づく学校病として指定することに関する請願

請願者 兵庫県西宮市上甲子園三ノ六ノ一  
八 森栗強 外二百八十四名  
紹介議員 畑野 君枝君  
この請願の趣旨は、第一五八八号と同じである。

第一五九四号 平成十四年四月十二日受理  
アトピー性皮膚炎等アレルギー性疾患を学校保健法に基づく学校病として指定することに関する請願

請願者 愛媛県温泉郡重信町志津川一二二  
ノ四 山中昭美 外二百八十四名  
紹介議員 八田ひろ子君  
この請願の趣旨は、第一五八八号と同じである。

第一五九五号 平成十四年四月十二日受理  
アトピー性皮膚炎等アレルギー性疾患を学校保健法に基づく学校病として指定することに関する請願

請願者 滋賀県守山市金森町一四〇ノ三〇  
石川清 外二百八十四名  
紹介議員 林 紀子君  
この請願の趣旨は、第一五八八号と同じである。

第一五九六号 平成十四年四月十二日受理  
アトピー性皮膚炎等アレルギー性疾患を学校保健法に基づく学校病として指定することに関する請願

請願者 兵庫県西宮市松籾一ノ二八ノ  
四〇四 北島愛郎 外九百九十九名  
名

請願者 三重大伊勢市船江二ノ一九ノ八  
高羽理恵 外二百八十四名  
紹介議員 吉川 春子君  
この請願の趣旨は、第一五八八号と同じである。

第一六七九号 平成十四年四月十六日受理  
教育条件改善特別助成の実現を始めるとする私学助成の大幅増額等に関する請願

請願者 仙台市太白区西の平二ノ三三ノ七  
川口栄二 外千九百九十九名  
紹介議員 岡崎トミ子君  
この請願の趣旨は、第一七一七号と同じである。

第一七〇四号 平成十四年四月十七日受理  
教育条件改善特別助成の実現を始めるとする私学助成の大幅増額等に関する請願

請願者 仙台市青葉区下愛子字青木五九  
戸内良司 外千九百九十九名  
紹介議員 岡崎トミ子君  
この請願の趣旨は、第一七一七号と同じである。

第一七四三号 平成十四年四月十八日受理  
教育基本法の見直し反対に関する請願

請願者 大阪府豊中市上野坂一ノ一六ノ二  
一 柏戸弘子 外二千四百十八名  
紹介議員 島袋 宗康君  
政府が進める教育基本法の見直しは、戦後の民主教育を否定するものであり、「戦争のできる国」づくりのための教育改悪にはならない。

五月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、教育条件改善特別助成の実現を始めるとする私学助成の大幅増額等に関する請願(第一八二二二号)

第一八二二二号 平成十四年四月二十三日受理  
教育条件改善特別助成の実現を始めるとする私学助成の大幅増額等に関する請願

請願者 仙台市太白区西多賀二ノ七ノ六  
松野博光 外九百九十九名  
紹介議員 岡崎トミ子君  
この請願の趣旨は、第一七一七号と同じである。

第一九九八号 平成十四年五月二日受理  
行き届いた教育を進めるための私学助成の大幅増額等に関する請願(第一九九八号)

請願者 大阪府高槻市天神町二ノ三五ノ一  
○ 金森幹夫 外九百九十九名  
紹介議員 福山 哲郎君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九九九号 平成十四年五月二日受理  
少人数学級の実現、教育費の父母負担軽減等行き届いた教育の実現に関する請願

請願者 大阪府茨木市白川三ノ二ノ三ノ七

少人数学級の実現、教育費の父母負担軽減等行き届いた教育の実現に関する請願

請願者 大阪府茨木市白川三ノ二ノ三ノ七

少人数学級の実現、教育費の父母負担軽減等行き届いた教育の実現に関する請願

請願者 大阪府茨木市白川三ノ二ノ三ノ七

少人数学級の実現、教育費の父母負担軽減等行き届いた教育の実現に関する請願

請願者 大阪府茨木市白川三ノ二ノ三ノ七

少人数学級の実現、教育費の父母負担軽減等行き届いた教育の実現に関する請願

請願者 大阪府茨木市白川三ノ二ノ三ノ七

○七 手植正義 外九百九十九名  
紹介議員 福山 哲郎君  
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

五月二十日本委員会に左の案件が付託された。  
一、教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律

教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十四条の二」に改める。

第五条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「免許状取上げ」を「第十一条第一項又は第二項の規定により免許状取上げ」に、「二年」を「三年」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第十条第一項第二号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

第五条第三項第一号を削り、同項第二号中「知識を「知識経験」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

第六条第二項中「又は第七」を「第七又は第八」に改める。

第九条第二項中「その免許状を授与したときから五年以上十年以内において都道府県教育委員会規則で定める期間」を削る。

第十条及び第十一号を次のように改める。

(失効)

第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

一 第五条第一項第三号、第四号又は第七号に該当するに至ったとき。

二 国立又は公立の学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。

2 前項の規定により免許状が失効した者は、すみやかに、その免許状を免許管理者に当該免許状を有する者が教育職員である場合に於てはその者の勤務する学校の所在する都道府県教育委員会、当該者が教育職員以外の者である場合に於てはその者の住所地の都道府県教育委員会をいう。以下同じ。)に返納しなければならない。

(取上げ)

第十一条 私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたとき認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

2 免許状を有する者(教育職員以外の者に限る。)が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。

3 前二項の規定により免許状取上げの処分を行ったときは、免許管理者は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合において、当該免許状は、その通知を受けた日に効力を失うものとする。

4 前条第二項の規定は、前項の規定により免許状が失効した者について準用する。

第十二条第一項中「授与権者」を「免許管理者」に改め、同条第三項中「前条の規定による免許状取上げの処分に係る」を「第一項の聴聞に際しては、」に、「第一項」を「同項」に改める。

第十三条第一項中「第十条第二項又は第十一条の授与権者」を「免許管理者」に改める。

第十四条を次のように改める。

(通知)

第十四条 所轄庁(免許管理者を除く。)は、教育職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、すみやかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。

一 第五条第一項第三号、第四号又は第七号に該当するとき。

二 第十条第一項第二号に該当するとき懲戒免職の処分を行った者が免許管理者である場合を除く。

三 第十一条第一項に該当する事実があると思料するとき。

第三章中第十四条の次に次の一条を加える。

(報告)

第十四条の二 学校法人は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認めるとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項に定める事由に該当すると思料するときは、すみやかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

第十六条の四の次に次の一条を加える。

第十六条の五 中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担当する小学校の教諭若しくは講師又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の教諭若しくは講師となることができる。ただし、盲学校、聾学校又は養護学校の小学部の教諭又は講師となる場合は、それぞれの学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

2 工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉若しくは商船又は看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習若しくは商船実習の教科又は第十六条の四第一項に規定する文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項について高等学校の教諭の免許状を有する者は、第三条の規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担当する小学校の教諭若しくは講師又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の教諭若しくは講師となることができる。ただし、盲学校、聾学校又は養護学校の小学部の教諭又は講師となる場合は、それぞれの学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担当する中学校若しくは中等教育学校の前期課程の教諭若しくは講師又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部の教諭若しくは講師となることのできる。ただし、盲学校、聾学校又は養護学校の中学部の教諭又は講師となる場合は、それぞれの学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第三条の二第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十条第二項(第十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して免許状を返納しなかつた者

附則第三項及び第四項を削り、附則第五項を附則第三項とし、附則第六項を附則第四項とする。

附則第七項の表備考第一号中「附則第十一項」を「附則第九項」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第八項を附則第六項とし、附則第九項から第十三項までを二項ずつ繰り上げる。

附則第十四項を削り、附則第十五項を附則第十二項とし、附則第十六項を附則第十三項とする。

附則第十七項中「附則第七項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則第十八項を附則第十五項とし、附則第十九項を附則第十六項とし、附則第二十項を附則第十七項とする。

別表第一備考第一号中「別表第七」を「別表第八」に改める。

別表第三備考第一号、第二号及び第六号中「及び別表第七」を「別表第七及び別表第八」に改め、同表備考第八号中「勤務する学校の所在する都道府県の授与権者」を「免許管理者」に改める。

別表に次の一表を加える。

別表第八(第六条関係)

| 第一欄           | 第二欄                  | 第三欄                                                                                                                                    | 第四欄                                  |
|---------------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 所要資格          | 有することを必要とする学校の免許状    | 第二欄に定める各免許状を取得した後、当該学校における教諭又は講師としてこれらに相当する中等教育学校の前期課程又は後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の各部の教諭又は講師を含むとして良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数 | 第二欄に定める免許状を取得した後、大学において修得することを要する単位数 |
| 受けようとする免許状の種類 | 幼稚園教諭普通免許状           | 三                                                                                                                                      | 一三                                   |
| 小学校教諭二種免許状    | 中学校教諭普通免許状           | 三                                                                                                                                      | 一二                                   |
| 中学校教諭二種免許状    | 小学校教諭普通免許状           | 三                                                                                                                                      | 一四                                   |
| 高等学校教諭一種免許状   | 中学校教諭普通免許状(一種免許状を除く) | 三                                                                                                                                      | 九                                    |
| 幼稚園教諭二種免許状    | 小学校教諭普通免許状           | 三                                                                                                                                      | 六                                    |

備考 中学校教諭免許状を有する者が高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合又は高等学校教諭免許状を有する者が中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合は、文部科学省令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第五条第三項、第六条第二項及び第九条第二項の改正規定、第十六条の四の次に一条を加える改正規定、附則の改正規定、別表の改正規定別表第三備考第八号の改正規定を除く。並びに附則第三条の規定は、平成十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の教育職員免許法以下「新法」という。第五号第一項第六号の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)以後に新法

平成十四年五月二十四日印刷

平成十四年五月二十七日発行

らず、なお従前の例による。

第四条 新法第十条第一項第二号の規定は、施行日以後に同号に規定する処分を受けた者について適用し、施行日前に旧法第十一条ただし書に規定する処分を受けた者については、なお従前の例による。

第五条 新法第十条第二項の規定は、施行日以後に免許状が失効した者について適用し、施行日前に免許状が失効した者については、なお従前の例による。

第六条 新法第十一条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する事由により解雇された者について適用し、施行日前に同項に規定する事由により解雇された者については、なお従前の例による。

第七条 新法第十一条第三項の規定は、施行日以後に同条第一項又は第二項の規定により免許状取上げの処分を行った場合について適用する。

第八条 この法律の施行前に旧法第十一条の規定により免許状取上げの処分を受けた者については、新法第十一条第四項の規定は適用しない。

第九条 この法律(附則第一条ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(学校教育法の一部改正)  
第十条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「免許状取上げ」を「教育職員免許法第十一条第一項又は第二項の規定により免許状取上げ」に、「二年」を「三年」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 教育職員免許法第十条第一項第二号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者(学校教育法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 前条の規定による改正後の学校教育法第九条第四号の規定は、施行日以後に新法第十一条第一項又は第二項の規定により免許状取上げの処分を受けた者について適用し、施行日前に旧法第十一条に規定する免許状取上げの処分を受けた者及び施行日前に旧法第十一条ただし書に規定する処分を受けたことにより施行日以後に附則第四条又は第六条の規定により免許状取上げの処分を受けた者については、なお従前の例による。

|           |   |
|-----------|---|
| 第二号中正誤    | 正 |
| ページ 段行    | 誤 |
| 三 二 一 四 三 | 正 |
| ページ 段行    | 誤 |
| 三 四 七     | 正 |

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

A